

岩手県企業局管理規程第5号

企業局長が保有する行政文書の開示等に関する規程及び企業局長が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年7月26日

岩手県企業局長 佐々木 幸 弘

企業局長が保有する行政文書の開示等に関する規程及び企業局長が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

(企業局長が保有する行政文書の開示等に関する規程の一部改正)

第1条 企業局長が保有する行政文書の開示等に関する規程(平成11年岩手県企業局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(必要な措置を講ずる出資法人) 第7条 条例第41条第2項の実施機関が定める出資法人は、 <u>財団法人岩手県電気技術振興協会(平成元年3月31日に財団法人岩手県電気技術振興協会という名称で設立された法人をいう。)</u> とする。	(必要な措置を講ずる出資法人) 第7条 条例第41条第2項の実施機関が定める出資法人は、 <u>一般財団法人岩手県電気技術振興協会</u> とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(企業局長が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部改正)

第2条 企業局長が保有する個人情報の保護等に関する規程(平成13年岩手県企業局管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(必要な措置を講ずる出資法人) 第16条 条例第49条の実施機関が定める法人は、 <u>財団法人岩手県電気技術振興協会(平成元年3月31日に財団法人岩手県電気技術振興協会という名称で設立された法人をいう。)</u> とする。	(必要な措置を講ずる出資法人) 第16条 条例第49条の実施機関が定める法人は、 <u>一般財団法人岩手県電気技術振興協会</u> とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、平成25年7月26日から施行する。